



# 来週の投資戦略(11/24-27)

## 日銀の ETF を個人は買わない

2020年11月22日

小松 徹

#### 注目事項 一 見所

11月26日頃、次期米国財務長官の発表 -- イエレン前 FRB 議長か、それとも?

#### 株式市場見通し

先週初に、米国の大手バイオ会社モデルナが「新型コロナウイルスワクチンが治験で95%の確率で感染を防いだ」と発表すると、世界中の人が2週続けての朗報に拍手喝采した。しかもモデルナの方が先に発表したファイザーよりも保管や移送に難点が少ない。ところが、世界の金融市場は冷静だった。日々世界中で新規感染者数が急増、経済活動にも影響し始めたことから、米ドル長期金利は下落し、米国株も伸び悩んだ。わが国の株式市場は予想を上回った7-9月期の実質GDP成長率を材料に続伸したが、GDPの中身は決して持続性があるとは言えないものだった。

市場が続伸した 11 月第 2 週も外国人投資家が 1 兆 6 百億円買い越した。このうち約 3 分の 2 が先物の買い戻し(あるいは新規の買い)だった。2 週連続全く同じ外国人の投資行動と金額は判で押したようだ。一方で、第 2 週は個人投資家の現物株売り越し額が 68 百億円に膨らんだ。このなかには恐らく長く塩漬けしていた銘柄もあっただろう。

連日マスコミの株価報道はバブル崩壊後29年ぶりの高値更新が合言葉になっている。ただ、われわれの観点から2018年に付けた高値を4%上回ったくらいでしかない。こうしたなかで日銀がため込んだ上場投資信託(ETF)35兆円を個人投資家に割り引いて売り出す案が浮上してきた。証券アナリストジャーナルという専門誌に日本証券金融の櫛田社長が寄稿したことが日経新聞に取り上げられた。櫛田氏は日銀でETFの組成にかかわったらしい。文章を読めば、市場を知らない役人らしい脳天気さが分かる。

先ほど 11 月第 1 週と第 2 週の売買動向を報告したが、外国人が買ったから市場が上がり、個人が儲かって売るようになった。すなわち、現時点の高値で数%割引があったとしても中長期投資の個人は魅力があるとは思わないだろう。短期売買のセミプロ個人には鞘が取れるので魅力的としても、残るのは売り圧力だけだろう。そもそもTOPIXには全く魅力のない銘柄群が大量に入っており、その指数の中身が替わるという時にあえて古いものを持とうとするだろうか。

菅政権は安倍政権よりも新型コロナウイルスを甘く見ていることが今回の Go To キャンペーンの件ではっきりした。ある意味札幌市はその犠牲になったと言えなくもない。北海道知事は菅氏に恩があり、自ら即座にキャンペーンを中止するとは言えなかったのだ。最後に、来週木曜日前後に次期米国財務長官が発表されるようだ。イエレン前 FRB (連邦準備制度理事会) 議長か?誰になっても金融市場に大きな影響がある。

#### KPA の投資戦略

ロング(買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、今期増益株	高 PB 低位株、高 PE 新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



### コマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ

本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPA は本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPA は本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPA はいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPA は本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権は KPA に帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPA に帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPA は金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。

©2000-2020 Komatsu Portfolio Advisors Co., Ltd. All rights reserved.